

## 令和3年度 第2回加賀市健康福祉審議会 障害者分科会会議録(発言要旨)

※発言内容については、発言趣旨を損なわない程度に変更・修正している箇所があります。

- と き 令和4年3月3日(木曜日)午後1時30分～午後3時00分
- ところ 加賀市役所 302・303会議室
- 出席者 長谷川委員、西野委員、舞谷委員、大脇委員、南野委員、中田委員、向出委員、  
檜尾委員、永山委員、谷井委員、上野委員、安田委員、岩尾委員、永矢委員、赤松委員、  
櫻田委員、篠原委員  
(欠席者) 富田委員
- 事務局 (市民健康部) 堀川部長、(介護福祉課) 篠田課長、金森リーダー、西島主査、  
(地域包括支援センター) 西所長、佐藤リーダー
  
- 開会(午後1時30分)

(事務局)

資料について、確認をさせていただきます。

事前にお送りしている資料としましては、

第2回障害者分科会の「次第」、「資料1」、「資料2」、「資料3」、「資料4」でございます。

また、当日資料としまして「資料4の追加分」、「ご意見・ご質問の内容」をお手元にお配りしております。

資料の不足がございましたら、お申し付けください。

それでは、ただいまより第2回 加賀市健康福祉審議会 障害者分科会を開会いたします。

はじめに、市民健康部長の堀川がご挨拶を申し上げます。

(市民健康部長)

市民健康部長 あいさつ

(事務局)

それでは、議事に入らせていただきます。

これからの進行につきましては、長谷川会長にお願いいたします。

(長谷川会長)

みなさんこんにちは。長谷川です。本日は、何かとお忙しいところ、ご出席をいただきありがとうございます。

次第に従いまして議事を進めたいと思います、本日の議題について、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

進め方としましては、議事の1つずつについて、事務局から説明をいただいた後、質疑応答の時間を設けたいと思います。

途中、議事の(1)終了後に休憩をはさみ、議事(4)までの終了予定を、午後3時としたいと思います。

新型コロナウイルス感染防止のため、通常よりも短い会議時間となりますが、ご協力のほど、

よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議でございますが、委員定数18名中、17名に出席をいただいておりますので、加賀市健康福祉審議会条例の第6条第3項の規定に基づき、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事の(1)「令和3年度障がい福祉施策事業について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事(1) 「令和3年度障がい福祉施策事業について」(資料1)を説明

議事(1)に関する事前質問について説明

「No.1 加賀市医療センターの手話通訳者の配置・職員研修について」

「No.2 じりつ支援協議会「おとな部会」について」

「No.3 テレワーク推進事業の一般就労した方について」

「No.4 サービス提供体制の実情について」

当日配布資料の回答のとおり

(長谷川会長)

さきほどの(議事(1)の事務局からの)説明及び事前質問に関して、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(樫尾委員)

①と②に関しまして意見といいますか、提言をさせていただきたいと思います。加賀市医療センターにおいて、今後職員の手話研修をするつもりはないと言っておられますけれども、職員の方でよいのでぜひ手話研修をやっていただいて、手話通訳としての機能を果していただくべきだろうと思います。聴覚障がいの方にとって、病気やけがは突発的なこともあるので、予定して来院することは、必ずしもできるわけではないので、手話通訳の研修をされまして、聴覚障がいの方の生命や健康を維持するためにぜひ、介護福祉課の方からも医療センターの方へ提言していただきたいと思います。

②のじりつ支援協議会のことですが、私も含めまして、障がい福祉サービスを受けている者にとっては、それぞれ相談支援専門員という担当の方がついていらっしゃいます。視覚障害者協会の会員から時々意見を聞きますが、今日の資料のような文書を読み上げてもらうときに、漢字が読めないとか、誤字脱字があってなかなか理解に苦しむことがあるので、これを改善してほしいということを相談支援専門員に相談すると、「あなた方の言うことは良くわかった」と、でもそこから先の事業所にこれを提言して、老眼鏡をかけてほしいとか、視力の回復を図ってほしいという、その提言がなかなかされないし、改善もされません。

それから、昨年まで就労支援B型事業所で働いていましたが、知的、精神、身体の障がいの方からよく耳にした意見で、相談支援専門員の方との関係の中で、ちょっと上から目線で話をされる方がいらっしゃる。どうしても話しぶりということがありますので、今後じりつ支援協議会で、こういったことも検討していただいて、障がい福祉サービスにより快適な、そして寄り添っていただく機能として検討していただければと思います。以上です。

(事務局)

加賀市医療センターでの一般職員への研修につきましては、今のところ予定はないと聞いておりますが、状況により、また要望もお伝えしながら、出来ないか考えていきたいと思っております。

それから遠隔手話のシステムの導入もありますので、加賀市医療センターの方に端末を1台配置することになっております。こちらの活用も含めまして、緊急時等の対応もできるような形にしていきたいと思っております。

相談支援専門員さんの件ですが、いつも事例検討したりとか、勉強会を月2回、相談支援事業所の6事業所の皆様と行っております。ケースを振り返りながら、自分の面接を振り返りながら一緒に質を高めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(長谷川会長)

それ以外のご意見、ご質問などはございませんでしょうか。

ないようですので、予定より早いですが、休憩に入ります。

\*\*\* 午後2時5分まで 休憩 \*\*\*

(長谷川会長)

それでは、再開いたします。

議事の(2)「令和4年度の相談支援体制について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事(2) 「令和4年度の相談支援体制について」(資料2)を説明

議事(2)に関する事前質問について説明

「No.5 地域包括支援センターと基幹相談支援センターの役割の周知について」

(長谷川会長)

議事(2)の事務局からの説明が終わりましたので、質疑応答に入りたいと思います。

事務局からの説明につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

質問等ないようですので、それでは、次に、議事の(3)「障害者差別解消法の一部改正について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事(3) 「障害者差別解消法の一部改正について」(資料3)を説明

議事(3)に関する事前質問について説明

「No.6 加賀市障害者差別解消支援地域協議会の活動状況について」

(長谷川会長)

議事の(3)の事務局の説明が終わりましたので、質疑応答に入りたいと思います。

事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(舞谷委員)

今の変更事項の2番のところで、努力義務から義務へ変わることが大きな焦点とお聞きしたが、対象となる事業者というのは具体的にどういうところなのかというところと、努力義務の時には、やはりあまり対応されていなかったという感覚といいますか、「合理的配慮等の提供」というところでは、大変な感じなのか、それとも、努力義務なのでかなり協力していただける事業者

が多くて、スムーズに進んで、3年間で進んでいくのか、どのような見込みでいらっしゃるのか教えてもらえたらと思います。

(事務局)

事業者にはどのような事業者が当てはまるかというと、民間企業も入りますし、個人事業主も入ります。任意団体としての町内会なども入ってまいりますので、何々協会とかボランティア団体とか、組織として動いていたりとかするところも入ってきます。

努力義務から法的に義務になりますが、特に罰則の規定はされていなくても、世間的には配慮をするよう言われておりますので、そういうふうに進めている事業者もありますが、もっと本格的に進めていくという国の施策だと思います。市としても積極的に広報なり、意識づけをさせるために考えていきたいと思ひまして、今回の議題にさせていただきました。市が今までしたとなると、これ(障害者差別解消法)が出来た時にホームページで周知したり、広報で周知はしていますが、今後も、何かしら展開していきたいと思ひまして、今日の議題にさせていただいたところでございます。

(舞谷委員)

縛りがないとなかなか進んでいかないと思います。

(事務局)

はい、そうだと思います。

(岩尾委員)

重要なのは、普及啓発だと思います。普及啓発の方法をどういうふうに仕掛けていくのか、取り組んでいくのかということところが重要だと思います。それを計画的に進めていくことが重要だと思いますので、じりつ支援協議会の方でも、障がい理解の普及とか啓発というのは課題になっておりまして、よくあるのが、ばらばらに動いてしまうということがありがちなので、その辺をうまく計画を立てて、加賀市全体で理解を求めていくような活動の展開を、何かしらの事業でも見えるような形で進めていただけたら、我々も委員としてもやっているというところが見えてくると思ひますので、ぜひその辺を検討いただけたらと思います。

(事務局)

貴重な意見ありがとうございました。

(上野委員)

先ほどの資料3の概要の2番なんですけど、同じことなんですけど、努力義務から義務へと変わりますが、「合理的な配慮」という言葉が入っているので、あいまいなような気がします。お店だと商売がつぶれるほど頑張らなくていいということだと思いますが、街で、コンビニなどに入りますと、車いすに乗っている人にとっては、広さが不十分な建物がたくさんあります。これから法律が始まって、新築の店を建てる時は、車いすでも十分な広さの店内やトイレなど、必ず整えないといけないとかいうことなのでしょうか。

(事務局)

一番は、建物から対応できるといいのですが、過重な負担がない範囲でというのが入っておりまして、営業していけなくなるほどの一番良い建物を作るわけではなくて、建物で賄えないの

であれば、人的なことや、店内に入らなくても物が買えるというふうに何か配慮して、代替案が来るのかなと思います。利用したい方と事業者側との話し合いなどで、妥協点を見つける余地を残してあります。義務ですが、そういう面があります。

(篠原委員)

先ほど樫尾委員さまからもご質問がありましたけれども、加賀市障害者差別解消支援地域協議会の設置のことです。平成30年度と令和元年度には行いました。令和2年度は出来ませんでした。令和3年度はいかがでしょうか。お教えてください。

(事務局)

今年度は、この分科会で一部改正になりましたという法律を皆さんにお伝えして、共有するという議題しかなくて申し訳ありませんが、議論させていただくという形が活動状況になります。

(篠原委員)

この障害者差別解消支援地域協議会の目的というのが、障がい者差別に対する相談事例とか、具体的に困っていることなどに対する事例の解消に努めるのだと協議事項の中身として書かれています。そのことについて加賀市の当局としては、そういうお困りになっている事例というのがないのかどうか。そういうことについて把握されているのかどうか、というのをおあわせてお教えいただきたい。

(事務局)

以前では、相談窓口としてふれあい福祉課、今年度からは介護福祉課となっておりますが、相談が上がってきていません。以前の平成30年と令和元年度で2件ほどの相談事例があって、議論していただきましたが、それ以降、市内の事例を収集することができなかったという状況があります。

(篠原委員)

やはり協議会を作って、それだけでは意味がないと、私も理解しておりますので、いろいろなところで、今日は各種団体の方もいらっしゃいますので、この場でいきなりは難しいと思いますが、差別解消に伴ういろいろなお困りごとがあるのではないかなというふうに思われます。ぜひそういうことを事前に結構ですから、来年度またなかったということが無いようにしていただけないか。やはり一つ一つのことをこの場所があるのですから、この場所で解決していければより良い充実した会議になると思っておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

ご意見ありがとうございました。また、皆さんにも積極的に、何か事例がないかと聞いてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(長谷川会長)

それでは、次に、議事の(4)「令和4年度の市所掌事務の見直しについて」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事の(4) 「令和4年度の市所掌事務の見直しについて」(資料4、資料4の追加分)を説明

(長谷川会長)

事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、議事に関しては以上ですが、その他、全体を通して何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(樫尾委員)

私の方から二つありますが、その前に先に8月5日の第1回の分科会の時に、篠原委員から発言されておられました相談支援課と介護福祉課と二極化したことで、メリットがあるかとか、デメリットがあるかとかを質問したいと思います。それで篠原委員がおっしゃっていたように、私ども障がい当事者にとって、二極化されたことによって、市の行政として合理的なことがあると思いますが、こういう問題はどこへ相談を持って行ったらいいか、ガイドヘルパーに関してはどこへ相談したらいいか、ということ。それから、先ほどありました差別解消法についての問題はどこにしたらいいかというのは、なかなか障がい当事者にとって認知されておらず、分かっていない面が多々ありますので、二極化されたのであれば、もう少し周知徹底をしていただきたいと思います。それから、障害者差別解消法にも関連しますが、障がいにとってはハードウェア、建物などいろいろなこと、バリアフリーに関してもちろんですが、ソフトウェア、障がいに関する加賀市の皆さんの認識というのか、もっと心の問題として障がい者を理解するということで、もう少し心のバリアを、私どもも啓発していきますけれども、心のバリアをもっと取っていただいて、障がいというものをもう少し理解していただけた場があったらいいと思います。

それと、アクセシビリティに関してですが、市のホームページでも「次の図を参照してください。」や、「ここを見てください」という、先ほどの図の説明のことも同じですが、どうしても目で見ないとわからないという感じが多々ありますので、Word で言いますとオートシェイプや行に特殊文字をつけたりして、どうしても私どもは認識しづらかったりとか、分かりづらいことがありますので、市のホームページ等でももう少しアクセシビリティに配慮していただければと思います。

それと、これは一つ苦言なのですが、平成21年に、今から13年前に山代の総湯が新しくなりましたが、私ども視覚障害者協会から、その総湯の周りや山代の街の中に点字ブロックを敷設してくれと言ってあるにもかかわらず、出来るとも、しないとも言わない。これどういったことなのですか。やっぱりできないのならできない、予算化するなら予算化していただいて、一部でも点字ブロックを付けて、もっと街の中を歩きやすくしてほしいと訴えているにもかかわらず、街の景観が悪いから点字ブロックは付けない。そういったことで、私たち障がい者にとって誰もが住みやすい、誰にもやさしいまちづくりなんて、ナンセンスなこと言ってもらっても非常に。加賀市のこれはどこまで進んでいくのかなって思っています。これが一つです。

それから最後に意見として、今コロナウイルスの感染防止もありますので、障がい者分科会が一時間半と非常に短い時間で難しいとは認識していますが、今後感染が少し緩やかになったら市当局と長谷川会長並びに西野副会長はじめ少し検討いただいて障害者分科会をもう少し、我々当事者の意見とか、ここにお集まりの皆様活発な意見をいただければと思いますので、少なくとも2時間ぐらいはこの会議が出来たらと思っています。これは、今後検討してください。お願いします。以上、二つ終わります。ありがとうございます。

(事務局)

事前にいただきました質問の内容の回答ということで書かせていただいております。そちらの説明をまずさせていただいてから、付け加えのありましたことについて回答させていただきます。

その他・全般に関する事前質問について説明

「No.8 障害当事者の意見反映や情報共有のために、会議を2時間にしてほしい。」

「No.9 相談支援課と介護福祉課を二極化したメリットは何か？」

ホームページ等についてもご意見いただきました。今回の資料につきましては、前回はほぼ文字を中心とした資料とさせていただきます、問題はなかったかなと思っておりますが、今回は見やすさなども考えまして、パワーポイントによる資料を1枚つけさせていただきます、説明文を後ろに付けさせていただきますという形式にさせていただきます。ただ、この形式が良いのか悪いのかご意見を伺いながら改良していけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

点字ブロックにつきましては、情報を持ち合わせておりませんので、担当の部署に確認をして回答できればと思っております。

それからソフト、ハードというお話でしたが、心の面を理解というところ、先ほどから話が出ておりますが、差別解消であったり、障がいの理解であったり、それからもっと極端なところで言えば虐待の防止、そういったところ、結局のところは同じなのかなというところがありますので、じりつ支援協議会であったり、この場であったり、各種の相談を受けるなかで対応していきたいと思っております。その中でまた、この場で協議いただくべきものがありましたら、題材として出させていただきますと思っております。

(上野委員)

資料2の「令和4年度の相談支援体制について」で、地区地域包括支援センター（ランチ）が16か所、相談支援事業所が6か所という記載がありますが、旧こころの病院の近くの、幸町の「くらしご（くらし・しごと応援センターはるかぜ）」というのは知っています。あの建物は、ランチの方か、相談支援事業所の方かということと、私大聖寺なんですけど、このランチや相談支援事業所は、どこに建ってるのか、どういう建物がありますかと聞きたいです。

(事務局)

地区地域包括支援センターの相談窓口ですけれども、市内の「小規模多機能型居宅介護」というところがありまして、大聖寺ですと、大聖寺の京町にあります「きょうまち（小規模多機能ホーム）」などがランチということで相談窓口を依頼しております。そういう形で市内に16か所設置しております。よろしければ後で一覧をお渡し出来たらと思います。相談支援事業所は6事業所ありまして、「相談支援事業所かが」の場所の中に配置されて……

(上野委員)

「くらしご」の中に相談支援事業所があるということですか。

(事務局)

はい。それで、今モデル的に圏域ごとでお互いの顔が見える環境を作りながら、相談体制の強化を、相談支援事業所とランチの職員さんとで体制を連携しながら相談を行っているという状況になります。また、後で一覧表をお渡しさせていただきます。

(舞谷委員)

先ほどの会議時間のことについてですが、コロナ対策として時間短縮というのは必要なことだと思いますが、必要であれば、しっかり時間をとることも大事なことだと思います。感染リスクを下げる環境というのできると思いますので、例えば、ここは密閉された空間だと思いますので、換気を図ったり、会議中寒いのであれば時間を決めて窓を開けるなどの、皆さんの協力をいただきながら、もう少し広い会議室にするなどの工夫は出来るのかなと思いますので、時間だけではないところでの感染対策というところも考えていただければありがたいと思います。

(事務局)

はい、そのように考えて設定させていただきたいと思っております。

(長谷川会長)

何かありませんでしょうか。

若干時間もありますので、何かそれぞれの所属の立場で困っていること、あるいは、愚痴のようなものでも結構ですし、篠原委員からありましたように差別に関するなんらかの共有すべき情報などあれば、発言いただきたいと思います。

大丈夫ですか。

それでは、議事は、これで終了したいと思います。進行を事務局にお戻しします。

(事務局)

長谷川会長、議事の進行ありがとうございました。

最後に、介護福祉課長の篠田よりご挨拶申し上げます。

(介護福祉課長)

介護福祉課長 あいさつ

(事務局)

本日は、誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

長時間ありがとうございました。お疲れ様です。

□閉会 (午後2時49分)